

戸田ビルパートナーズ株式会社

保険事業部

2025年10月1日 制定

利益相反管理方針

当社の建築事業、不動産事業（賃貸不動産管理業務を含む）は保険金の使途となるような財・サービスを提供する事業（「保険金関連事業」といいます。）に該当します。

よって、お客様との間で利益が相反するおそれがあるため、当社では利益相反管理方針を策定し、従業員に周知を行っているほか、修理の提供にあたっては、お客様との利益が相反することがないか、確認することとしています。

利益相反管理責任者：保険事業部長 一力健一郎